

地域クラブの認定制度

«国の新たなガイドライン骨子（案）より»

1 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示す認定要件に基づき市町村又は都道府県が部活動を継承発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動と認めた活動を『認定地域クラブ活動』という。
- 市町村が直接運営団体・実施団体となりスポーツ庁・文化庁が示す認定要件に沿って活動する場合もその活動を『認定地域クラブ活動』という。

2 認定要件

- ① 学校部活動の教育的意義を継承・発展させた活動
- ② ガイドラインに沿った適切な活動時間・休養時間の設定
- ③ 可能な限り低廉な参加費設定
- ④ 適切な指導の実施体制
- ⑤ 適切な安全確保の体制
- ⑥ 適切な運営体制
- ⑦ 学校との連携

«糸魚川市の地域クラブ認定要件»

1 対象となる団体・活動

- ① 市内の中学生が2人以上
- ② 活動拠点が市内
- ③ 非営利を主とした運営
- ④ 複数の役員又は指導者体制及び持続可能な運営体制

2 認定要件

- ① 規約の整備（活動の目的、入退会、総会及び会費に関する事項）
- ② 代表、副代表、会計及び監事等役員体制の整備
- ③ 学校と必要に応じた情報共有体制
- ④ 教育委員会が主催する指導者研修の受講
- ⑤ 糸魚川の目指す姿（基本方針）の活動方針に沿った活動
- ⑥ 暴力・ハラスメントの防止 人権の尊重
- ⑦ 中学生の健全育成に配慮 健康管理
- ⑧ 会費の徴収
- ⑨ 保険への加入

『認定地域クラブ活動指導者』の登録制度

«国の新たなガイドライン骨子（案）より»

1 目的

認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメントなどの不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者に必要となる登録や研修等に関する基準を示すもの。

2 定義

国が示す登録制度の考え方に基づき、市町村が定める研修を受講の上、市町村等に登録された指導者を『認定地域クラブ活動指導者』と呼ぶ。

3 想定される研修と登録要件

(1) 対象となる研修

- ① 市町村が実施する研修
- ② 都道府県が実施する研修
- ③ 認定地域クラブの運営団体が実施する研修
- ④ 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

(2) 登録要件

- ① 対象となる研修の受講
- ② 誓約書
- ③ 刑事罰・犯罪歴がなく反社会的勢力でないこと

4 不適切行為への対応

- ① 通報・相談窓口の設置
- ② 事実確認・調査及び市町村教育委員会への報告体制の整備
- ③ 地域クラブ及び認定地域クラブ活動指導者の処分

«糸魚川市の地域の指導者の考え方»

- 地域クラブ認定申請と合わせて指導者名簿の届出
- 地域クラブの認定条件として市が開催する指導者研修に出席（必須）

※指導者登録制度、指導者バンク体制の整備について検討を進めます。